

## 農地法第 5 条（届出）

市街化区域内の農地について、農地の所有者又は耕作者以外の者が、農地の売買又は賃借等の後に転用する場合は、あらかじめ農業委員会に届け出て転用する必要があります。

### 1. 提出（届出）書類

転用届出書（農地法第 5 条）

### 2. 添付書類

必 要 書 類		部 数	備 考
1	土地登記簿謄本	1 部	
2	届出地の位置図	1 部	
3	届出地及び付近の地番を表示する図面（地積図）	1 部	
4	その他必要とする書類（例：委任状）	1 部	

※転用区域が 500 平米を越える（都市計画法第 29 条の開発許可を要する）場合は、開発許可があった旨の書面の写しを添付してください。

※届出地が生産緑地の指定を受けている農地の場合、転用行為が制限されていますので、届出前に行為制限解除の許可を受けなければなりません。